

契約概要

この「契約概要」は、個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

団体 3 大疾病保障保険

2. 商品の特徴について

●役員・従業員などに 3 大疾病に対する保障をご準備いただくため、当会が契約者となり、個人の自助努力を後押しする制度です。制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。

●加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。掛金は加入者にご負担いただきます。

●保険期間は 1 年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。

3. 加入対象者、保険金額および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

4. 保険金が支払われる場合について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

5. 保険料について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

※加入案内用チラシおよび契約概要の文中では、保険料と制度運営費を合算して「掛金」と記載しています。

6. 配当金について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

7. 脱退による返戻金について

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

8. 引受保険会社について

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

1. 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 申込み時 告知に関する重要事項について

■ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください【告知義務】

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者が加入される場合には、告知に関する各重要事項について、配偶者に内容を周知してください。

■ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認いただき、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことからは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。
この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

3. [申込み時] 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

4. [加入後] この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者 本人が脱退された場合、または離婚などで加入対象者ではなくなった場合

※次のような場合には、脱退（加入者自身の希望による脱退は除く）した後でも、初診日が保険期間中にあれば、保険金の支払対象となることがあります。

- ・急性心筋梗塞：初診日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合
- ・脳卒中：初診日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断された場合



5. [請求時] 保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**

（保険金を中途で増額された場合は、増額部分にも適用されます。）

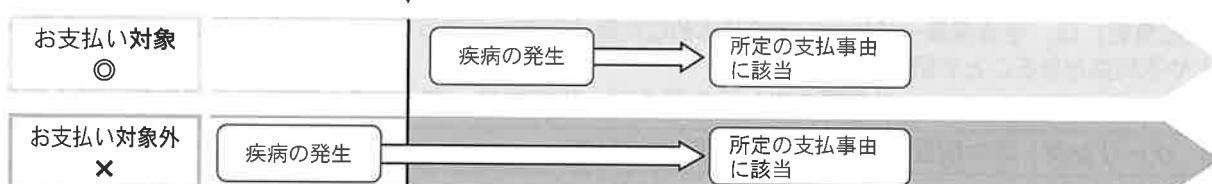
■生まれて初めてのがん〔悪性新生物〕でない場合

■上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん・加入日から90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕等、所定のがん〔悪性新生物〕に該当しない場合

■所定の急性心筋梗塞および脳卒中に該当しない場合

■急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

加入日



■契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合

※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

■契約者または加入者が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

6. [請求時] 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

■加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当会担当者または次ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

■保険金の円滑な請求のためにも、事前に代理請求人となりうるご家族の方等にご契約内容についてのご説明をお願いします。

■保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することができますので、ご確認ください。

7. 諸制度 法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、支払事由が変更されることがあります。

* 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

8. 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

電話番号：03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

■この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

10. 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

 0120-307282

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。
証券番号：564000520 契約者名：日本税協連福祉会

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。

ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

加入者本人が請求できなくても保険金をお受け取りいただける場合があります！

傷害または疾病によりご請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金をご請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金をご請求できる場合があります。保障内容をご家族の方等にお伝えください！

保障内容をご家族の方等にお伝えください！

保障内容については、加入案内用チラシ「支払われる保険金（保障の内容）」をご確認ください。

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

※お支払に関するお問合せは、上記注意喚起情報「10. 契約に関する相談・照会・苦情窓口について」のフリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



支払に関する補足説明

加入案内用チラシ「支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」、「保険金の受取人、保険金の請求など」に記載の「代理請求人」について、以下のとおり補足説明します。

●対象となるがん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中

がん〔悪性新生物〕	生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の3点は該当しません。 ×上皮内新生物（病変が上皮内に限定しているもの） 例：子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、 非浸潤がん ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん〔悪性新生物〕と同じ扱いとなります。 ×悪性黒色腫以外の皮膚がん 例：有棘細胞がん・ボーエン病・基底細胞がん、外耳道がん ×加入日から90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕
急性心筋梗塞	所定の急性心筋梗塞（※1）により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（冠動脈形成術、冠動脈ステント留置術 等）を受けられたとき ②初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき (※1) 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞とします。（狭心症等を除きます。） (※2) 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
脳卒中	所定の脳卒中（※3）により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（頭蓋内血腫除去術 等）を受けられたとき ②初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (※3) くも膜下出血・小脳出血・脳溢血・脳動脈瘤破裂・脳出血・脳室出血・脳血管破裂・脳血栓・脳塞栓・脳梗塞・小脳梗塞など

●手術

対象となる手術は下記をすべて満たすものをいいます。

- 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること
- 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術であること
- 「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において受けた手術であること

※将来、公的医療保険制度の改正が行われたときは、保険金の支払事由を変更することがあります。

●代理請求人

○代理請求人は請求時において次に該当する方です。最も先順位の方が請求することができます。なお、同順位の方が2名以上いるときは、いずれか1名が請求してください。

1. 加入者の戸籍上の配偶者
2. 加入者の子（子がないときは、その直系卑属とします）
3. 加入者の父母
4. 加入者の祖父母
5. 加入者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がないときは甥姪とします）
6. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている加入者の3親等内の親族
7. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている前号（6号）に掲げる以外の者
8. 加入者の療養看護に努め、または加入者の財産管理を行っている者
9. その他前2号（7、8号）に掲げる者と同等の特別な事情がある者

○先順位の方がいない場合または保険金を請求できない事情がある場合等は、次順位の方が請求できます。

○代理請求人からの請求に基づいて保険金が支払われた場合、改めて加入者にその旨の連絡は行われません。したがって、保険金が支払われたことについて代理請求人と当会しか了知しない状況で、以後の保障が終了することがあります。

○保険金が支払われた後で、加入者から保障内容等について当会および引受保険会社に照会があったときは、保険金が支払われている旨を回答せざるを得ない場合があります。

「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」「代理請求人」についての詳細は、前ページに記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。